

財団法人アフィニス文化財団 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人アフィニス文化財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区虎ノ門1丁目20番5号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、芸術文化、とりわけ音楽を中心とした領域での文化普及活動を行うとともに、芸術家の研鑽に対する助成等を行って、芸術文化の振興を図り、もって、我が国文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化の普及活動
- (2) 芸術文化活動及び芸術家の研鑽に対する助成
- (3) 芸術文化活動に関する調査研究
- (4) その他目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内〔うち、会長1名、理事長1名及び専務理事(又は常務理事)1名とする。〕
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 会長及び理事長並びに専務理事(又は常務理事)は、理事の互選により、これを選任する。
3. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第17条 会長は、この法人の業務を総理する。

2. 理事長は、この法人の業務を総括し、この法人を代表する。会長に事故があるとき、又は、欠けたときは、理事長がその職務を代行する。
3. 会長及び理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
4. 専務理事又は常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事する。
5. 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。

- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会、又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が、次の各号の一に該当する時は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は、無報酬とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には、費用を支弁することができる。
3. 役員報酬及び費用支弁に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員選出)

第22条 この法人には、評議員10名以上15名以内を置く。

2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
3. 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
4. 評議員は、役員を兼ねることはできない。
5. 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議決は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2. 評議員会の議長は、会議の都度評議員の互選で定める。

3. 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第29条 この法人に運営委員会を置くことができる。

2. 運営委員は、理事及び評議員の内から理事長が委嘱する。
3. 運営委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第7章 顧問

(顧問)

第30条 この法人に特別顧問及び顧問を若干名置くことができる。

2. 特別顧問及び顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
3. 特別顧問は、永年にわたり会長又は理事長としてこの法人に尽力した者から選出する。
4. 顧問は、有識者あるいは理事又は評議員として功績のあった者から選出する。
5. 特別顧問及び顧問は、この法人の運営等に関し、理事長に必要な意見を述べることができる。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第31条 この法人に賛助会員を置くことができる。

2. 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、理事長が理事会の議決を経て別に定める賛助金を納入する個人及び団体とする。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第33条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第35条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
 3. 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第36条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

附則

1. 第14条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の会計年度は、法人設立の日から昭和64年3月31日までとする。
2. 第16条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。この場合の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。

理事(理事長)	長岡 實
理事(常務理事)	武田 良夫
理事	井内 慶次郎
理事	上山 保彦
理事	江藤 俊哉
理事	志立 託爾
理事	遠山 一行
理事	芳賀 徹
理事	三善 晃
理事	諸井 虔
監事	中村 金夫
監事	佐川 宣彦